

最近、患者さん向けに薬局の薬剤師から電話やメールで薬の服薬状況や副作用の有無など連絡が来るようになったことにお気付きですか？

実は今年9月から、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)が改定になって、患者さんの服薬期間中の服薬状況等の継続的な把握・服薬指導が義務付けられました。患者さんの同意のもと、薬局薬剤師が次回の来局前に電話等によって患者さんの状況を把握するようになりました。

「飲み忘れはないでしょうか?」「〇〇のような症状=副作用は出ていませんか?」など、普段薬局において、お薬を渡す際にお話しするようなことをお聞きます。特に、重篤な副作用の心配のある薬を飲んでいるような患者さんに対して、期間内に確認を取り、

ちよつと得する  
クソリ  
の知識  
92

## 服用状況の確認 義務化

適切なアドバイスをすることによって、患者さんが薬を正しく服用することや、副作用による事故を未然に防ぐ意味でも大切なことです。

今年は特に新型コロナウイルスの影響で、病院等での長期処方が多くなりました。すなわち次回通院がかなり先になるので、60日、90日といった長期間内での患者さんの状況を把握しにくい状況になりました。しかし、今回の改正で服薬期間中のフォローアップが義務化されたことによって、そういった問題も改善できるものと思われま

す。まだ法律の施行から2カ月足らずのため、患者さんは戸惑いがあるかもしれません。連絡があった際には、法律が変わったことを理

解していただき、服薬状況や副作用の初期症状の有無、その間に他の医療機関にかかったことなどを薬剤師に正しく伝えてください。患者さんにとって有益な服薬管理・指導ができます。

逆に、その間に何か気になることがあったならば遠慮なく薬剤師に相談してください。薬剤師は適切なアドバイスをするだけでなく、重要な情報として処方した医療機関へもフィードバックします。このつながりこそが患者さんと「かかりつけ薬剤師」と「かかりつけ医」との関係構築であり、患者さんを中心とした情報共有と連携が生まれます。

(岡田 国一・県薬剤師会副会長)  
<毎月第4火曜日に掲載>